

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 谷口 芳紀

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「40人」を「42人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。